

平成30年度 事業報告

自：平成30年4月1日 至：平成31年3月31日

平成30年度は、健全な納税団体として、青色申告推進による納税道義の高揚に努め、公益法人としての本質にのっとり諸事業を積極的に進めて参りました。

組織関係においては、青色申告の普及と会勢拡大に向けて、青色コーナーの体制強化に努めました。

指導関係においては、パソコン会計ソフト「ブルーリターンA」のキャッシュバックキャンペーンを継続的に実施し、記帳・指導の早期対応、記帳水準の向上と合理化、e-Taxの利用拡大に努めました。また、東京地方税理士会緑支部の協力を得て、農協会員の対応についてのシミュレーションを行いました。

本年度事業計画につきましては次のように進めて参りました。

1. 税制指導に関して

- (1) 新規青色申請者及び新規入会者の記帳指導を行いました。
- (2) 「青色申告特別控除65万円」の適用拡大に向けて、青色学校の充実、複式簿記の推進と記帳水準の向上に努めました。
- (3) 税務研修会を開催し、税制改正等について周知を図り、会員の税知識向上に努めました。
- (4) パソコン会計ソフト「ブルーリターンA」のキャッシュバックキャンペーンを継続的に実施し、経営・記帳の合理化を推進しました。
- (5) 記帳確認を始めとした自己研さん運動を積極的に展開しました。
- (6) 会員の利便性を考慮した予約相談制度について検討し、通常期に一部予約を受付しました。
- (7) 会員の減価償却資産管理の適正化のため、パソコンを活用した減価償却費の明細に関するサービスを実施しました。

2. 組織の拡大強化に関して

- (1) 青色申告の普及と会勢拡大を図りました。
- (2) 正会員、準会員（特別会員、賛助会員）の増強に努めました。
- (3) 青色コーナーの充実と強化を図りました。
- (4) ブロック活動を中心に関係官庁、友誼団体、地域との交流と協調を図りました。
- (5) インターネットとホームページを活用した情報提供・収集に努めました。また、ホームページの改修に向けて検討しました。
- (6) 会員の要望に応えられる会運営の見直し・研究を図りました。

3. 広報活動に関して

- (1) 会報「みどり青申」の充実を図り、税情報の提供に努めました。
- (2) 税制改正等の情報提供に努め、健全な税知識の普及を図りました。
- (3) 区民まつり等に積極的に参加し、会のPRに努めました。

4. 福利厚生活動に関して

- (1) 東京地方税理士会緑支部の協力を得て、無料税務相談会を実施しました。
- (2) 専門家（弁護士・不動産業等）による個別相談会の充実を図りました。
- (3) 会員研修旅行等を開催し、会員相互の親睦を図りました。また、継続的に東北復興支援旅行を行いました。
- (4) 一般社団法人神奈川県青色申告会連合会で実施している会員優待割引サービスの周知を図りました。
- (5) 小規模企業共済及び中小企業退職金共済、全青色共済等の各種共済の普及を図りました。
- (6) 生活習慣病（成人病）健康診断を推進し、会員の健康の維持管理に努めました。
- (7) 全国儀式サービス制度の周知を図りました。
- (8) Web広報強化に関するセミナー（わかりやすいネット活用講習会）を実施しました。

5. 部会・同好会活動に関して

- (1) 部会の拡充強化を図り、後継者の育成に努めました。
- (2) 会員相互の親睦のため、同好会の活動を展開しました。
- (3) 横浜市租税教育推進協議会主催の租税教育推進のため、小学校を訪問し、租税教室を実施しました。また、租税教室講師研修会へ参加し、講師の育成に努めました。

6. 税制改正等に関する事項

- (1) 一般社団法人全国青色申告会総連合を中心に個人経営者の勤労性所得を適正に評価した事業主報酬制度の実現、事業承継税制の創設、納税事務手続の簡略化等の税制改正要望運動を展開しました。
- (2) 国税電子申告（e-Tax）の利用促進、周知を図りました。
- (3) 消費税軽減税率制度、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して研修会を開催、また、会報等において情報提供に努めました。

7. 会運営に関して

- (1) 理事会・ブロック会・委員会・青年部・女性部・同好会等の各種会議及び研修会を開催し、円滑な会運営に努めました。
- (2) 会員管理システム・指導システムを活用し、サービスの充実と管理徹底を図りました。
- (3) 会運営の見直し、役員育成について協議しました。
- (4) 事務局の充実、管理・指導体制の向上に努めました。
- (5) 新事務所建設に向けて検討議論を重ねました。

平成30年度事業報告 附属明細書

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。